

2026年6月26日

各位

会社名 大日本印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 北島 義斉
(コード番号 7912 東証プライム市場)
問合せ先 IR・広報本部長 若林 尚樹
(TEL. 03-6735-0124)

従業員に対する株式交付制度の詳細決定及び 株式交付制度導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、当社従業員を対象とした株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたが、本日開催の取締役会において、本制度による当社株式の取得等の詳細を決議いたしました。また、それに伴い、現在当社が保有する自己株式を、本制度のために設定する信託に対して、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについても決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月24日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 839,500株
(3) 処分価額	1株につき2,820円
(4) 処分総額	2,367,390,000円
(5) 処分予定先	①日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口） 13,500株（38,070,000円） ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口） 826,000株（2,329,320,000円）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社従業員を対象に、業績向上や中期経営計画の達成へのインセンティブを付与し、株主の皆様と同じ視点に立って企業価値向上に対する意識を一層高めていくことを目的として、2025年12月22日開催の取締役会で本制度の導入を決議しており、一部の当社グループ会社においても各グループ会社の従業員（当社従業員と併せて以下「対象従業員」といいます。）を本制度の対象とすることを決議しております。詳細につきましては、2025年12月22日付「従業員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、該当するグループ会社においては、各グループ会社に在籍する従業員のみならず取締役及び執行役員（以下「対象役員」といい、対象従業員と併せて以下「制度対象者」

といえます。)に対しても本制度と同様の役員向けのインセンティブ・プランを導入することについて、各グループ会社の株主総会において承認を得ております。

本自己株式処分は、本制度及び役員向けのインセンティブ・プランの導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ESOP信託契約及び役員報酬BIP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に制度対象者に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は2026年3月31日現在の発行済株式総数439,480,692株に対し0.19%であり、2026年3月31日現在の総議決権個数4,311,873個に対し0.19%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）であります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い制度対象者に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

【各信託契約の内容】

	株式付与ESOP信託契約	役員報酬BIP信託契約
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与	対象役員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑤受益者	対象従業員のうち受益者要件を満たす者	対象役員のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約日	2026年7月21日（予定）	
⑧信託の期間	2026年7月21日（予定）～2029年8月末日（予定）	
⑨制度開始日	2026年7月1日（予定）	
⑩取得株式の種類	当社普通株式	
⑪信託金の金額	約23億円（信託報酬及び信託費用含む）	約0.5億円（信託報酬及び信託費用含む）
⑫株式の取得方法	当社（自己株式処分）から取得	
⑬議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。	行使しないものとします。
⑭帰属権利者	当社	
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月25日（本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,819.5円の小数点第一位を切り上げた2,820円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上